

小 糸 南 自 治 会 規 約

(2023 年 3 月 26 日 改定版)

(名 称)

第1条 この会は「小糸南自治会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を「小糸南自治会館」内に置く。

(組織及び構成)

第3条 この会は、小糸南の区域内に居住する者で組織し、11 のブロックに区分けする。

(目 的)

第4条 この会は、民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦・福祉及び安全の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会事業：会員及び地域の公衆衛生・環境保全・災害防止・交通安全等の知識の啓蒙普及等に関する事業。
- (2) 福祉事業：会員による地域社会の福祉活動に関する事業。
- (3) 文化事業：会員及び地域の、文化向上に対する諸活動に関する事業。
- (4) 運動事業：会員の健康増進、地域のスポーツ振興に対する諸活動に関する事業。
- (5) その他：別表1の特別部会に対する活動の運営・資金面の支援。

(役員等)

第6条 この会に、次の役員及び会計監査を置く。

- (1) ブロック毎に会員から2名を選出 ブロック長とし、ブロックの世話をを行う。
但し、高齢者所帯等でブロック長の任が負担となる会員については原則として免除する。その判断については当該ブロックで行う。
- (2) ブロック長がこの会の役員となり、(3号)の役職を互選により担当する。
但し、役員は当該年度のブロック長の2/3以上の推薦によりブロック長以外の会員から選出することができる。
- (3) 役職別の担当人数は年度ごとに定めることができる。

ア. 会 長	1 名
イ. 副会長	2 名
ウ. 会 計	2 名

エ. 書 記	2 名
オ. 会館管理	1 名
カ. 広 報	2 名
キ. 交通安全	1 名
ク. 防 犯	2 名
ケ. 環境衛生	1 名
コ. 社会福祉	2 名
サ. 社体協	6 名
シ. 小糸市民の家運営委員	1 名

(5) 会計監査

前年度の会計担当役員が担当する。

(ブロック長の職務)

第7条 ブロック長は、ブロックの世話役となり次の庶務を担当する。

- (1) 自治会費の集金
- (2) 広報物・回覧物の配布、回覧
- (3) 転入者、転出者への対応
- (4) 訃報が生じた場合の対応
- (5) ブロック内のトラブル対応
- (6) ブロックの行事統括など

(役員等の職務)

第8条 役員及び会計監査の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐してこの会の業務を掌握し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、別表1の特別部会を管掌する。
- (3) 会計担当は、この会の経理を担当し、会計年度末に会計監査を受ける。
- (4) 書記担当は、総会・役員会の議事録の作成。総会議案書などの自治会活動履歴資料の保管。また、自治会通信等により必要な事項を会員に活動状況報告する。
- (5) 会館管理担当は、自治会館の保守・管理・樹木の手入れ、自治会所有の備品類の管理及び会館の使用状況を把握するとともに会員の会館利用に便宜を図る。
- (6) 広報担当は、ブロック長へ藤沢市広報等の配布及び回覧物の配布を行う。
また、掲示板の管理を行う。
- (7) 交通安全担当は、区域内の交通安全に関する活動を行うとともに地域社会の交通安全活動にも参加する。
- (8) 防犯担当は、区域内の防犯灯維持管理、防犯パトロール、その他防犯に関する活動を行うとともに地域社会の防犯活動にも参加する。

- (9) 環境衛生担当は、区域内の美化・衛生・ゴミの処置など環境衛生全般に関する活動を行うとともに必要ある時は地域社会の環境衛生活動にも参加する。
- (10) 社会福祉担当は、会員相互の親睦、助け合いを図るための活動を行うとともに地域社会の福祉活動にも参加する。
- (11) 社体協担当は、地区社体協が開催する行事への参加と地区レクリエーション大会、スポーツ競技への会員参加を推進する。
- (12) 小糸市民の家運営委員は、運営委員会の委員活動を行う。
- (13) 会計監査は、この会の会計を会計年度末に2名で監査する。監査結果は、役員会及び定期総会で報告する。

(ブロック長及び役員等の任期)

第9条 ブロック長及び役員の任期は1年とし、4月からとする。留任及び重任を妨げないが、会計担当は留任できないものとする。

- 2. 任期途中で交代した場合の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員会)

第10条 この会は、役員による役員会を開催し自治会の運営を統括する。

- 2. 役員会は、月1回以上開催し役員会に図られた議案の審議採決を行う。
- 3. 役員会は、会長が議長を務める。また、役員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4. 役員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 5. 役員会の支援組織として連絡協議会を置く
 - ア. 連絡協議会は役員会の活動を支援し特別部会、専門部会と役員間の情報交換を主な目的とする。
 - イ. 構成員は自治会の会長、副会長、書記及び自治会員有志による協議委員とする。また、議題により各部会の代表者を参加させることができる。
 - ウ. 協議委員は、原則3～5名程度とする。但し、議題により適宜委員の人数を増やすことができる。
 - エ. 連絡協議会の議長、副議長は構成員による互選とし、協議会の開催は議長の招集による。
 - オ. 連絡協議会は自治会活動全般の支援者を募集・登録する小糸南人材バンクを運営し、役員会、特別部会、専門部会からの要請に基づき適宜支援者へ協力を要請する。注) 人材バンクは各種自治会活動を支援するボランティアを募集・登録・派遣する制度である。

(専門委員会)

第 11 条 この会は、第 5 条の事業を行うために役員会の他に次の専門委員会を置く。

(1) 小糸南地区建築協定運営委員会

ア. 建築協定運営委員会は、この会とは別に協定者の合意による小糸南建築協定書を締結して運営する。

イ. 建築協定運営委員は、この会の役員から選出された委員と役員会が委嘱した委員で構成する。

(2) 小糸南自治会防災部

ア. 小糸南自治会防災部は、小糸南自治会の自主防災組織であって、この会で承認された小糸南防災部規約をもって組織構成と運営を行う。

イ. 小糸南防災部組織は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(3) HP 委員会

ア. HP 委員会は、小糸南自治会のホームページの自主運営組織であって、この会で承認された小糸南自治会ホームページ運営規約をもって組織構成と運営を行う。

イ. HP 委員会の組織は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(会 計)

第 12 条 この会の経費は、会費その他の収入をもって賄う。

2. 会費は、月額 300 円とし、入会金は 1000 円とする。

会費の改定は、総会の決議事項とする。2 世帯で居住している場合の会費は 1 世帯分とする。

3. 会計は、一般会計及び特別会計とする。

特別会計は、会費の中から自治会館改修準備金等、特別目的のために積立てる口座とする。

4. 会計年度は、毎年 3 月 1 日から始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(会費の免除)

第 12 条の 5

(1) 長期留守宅は、その間会費を免除する。

(2) 会費の免除に該当する事由については役員会の決定に委ねる。

(3) なお、具体的な事由については役員会で内規を継続的に蓄積する。

(総 会)

第 13 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年 3 月に開催し、会長がこれを開催する。

3. 臨時総会は、必要に応じて役員会の決定により開催する。

4. 総会に付議する事項は、概ね以下の通りとする。
 - ・規約の改定、会費の変更
 - ・予算及び決算の承認
 - ・事業計画、事業報告の承認
 - ・役員の承認
 - ・その他必要と認められる事項
5. 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決定する。可否同数の時は、議長の決定による。
6. 総会に出席できない場合は委任状をもって出席とみなすことができる。
 なお、委任状を提出した場合は議決事項を議長に一任する。

別表 1 特別部会

ライフタウンを美しくする会
小糸南倶楽部
小糸南交流ネット
こども応援団

(付 則)

この規約は、1991 年 4 月 7 日に改定され施行する。
 この規約は、1998 年 11 月 4 日に改定され施行する。
 この規約は、2000 年 3 月 25 日に改定され施行する。
 この規約は、2001 年 3 月 25 日に改定され施行する。
 この規約は、2003 年 3 月 23 日に改定され施行する。
 この規約は、2008 年 3 月 29 日に改定され施行する。
 この規約は、2009 年 3 月 29 日に全文改定され施行する。
 この規約は、2011 年 3 月 27 日に改訂され施行する。
 この規約は、2015 年 3 月 29 日に改訂され施行する。
 この規約は、2018 年 3 月 25 日に改訂され施行する。
 この規約は、2020 年 3 月 29 日に改訂され施行する。
 この規約は、2023 年 3 月 26 日に改訂され施行する。

(内 規)

- ① 第 12 条の 5 (1)「長期留守宅」の長期とは「6 ヶ月を超える時」とする。
- ② 第 5 条の (5) で資金支援した特別部会に対しては、自治会の要請があれば収支を報告しなければならない。
- ③ 新入会員の会費徴収は、入会月の翌月分から徴収する。
- ④ 退会会員の集金済み会費返却は、退会月の翌月分からの残金を返却する。
 入会金は返却しない。

(付則参考)

＊1991年4月7日に改定された内容については議事録不明のため内容不明。

1998年11月14日に変更された内容

1. 第6条 役員の定数を変更

- ・会計 1名→2名
- ・広報 2名→1名
- ・会館管理 2名→1名

追加

- ・小糸市民の家 1名
- ・当該年度の役員会で協議の結果、各役職の人数の変更は妨げない。

2. 第7条

追加

- ・(1)の文書中に追加

また、高齢者世帯で役員の任が負担となる方については原則として免除する。
判断については各ブロックで考える。

- ・(4)但し、防災委員は各ブロックが会員の中から3名選出する。の文章
を 但し、防災委員は役員が兼務するに変更。

3. 第9条

追加

- ・(19) 小糸市民の家運営委員は、運営委員会に出席して必要な活動を行う。

4. 第11条

追加

- ・2世帯で居住している場合の会費は1世帯分とする。

2000年3月25日に改定された内容

1. 第11条 (1) 会費の変更

会費月額500円を400円に変更

2001年3月25日に改定された内容

1. 第6条に追加

- 1. の員数は年度毎に必要な数を定める。

2. 第11条 (3) 会計年度の月日変更

4月1日～翌年3月31日を3月1日～翌年2月末日に変更

3. 第11条の2 (会費の免除) を追加

4. 第12条 (1) 総会開催時期の変更

毎年4月に開催を毎年3月に開催に変更

2003年3月23日に改定された内容

1. 第5条に (5) を追加

特別部会として「ひばり子供会」「南糸会」を組織する。

2008 年 3 月 29 日に改定された内容

1. 第 5 条 (5) の特別部会に「ライフタウンを美しくする会」及び「小糸南倶楽部」を追加。

2009 年 3 月 29 日に改定された内容

1. 第 6 条(役員等)に、ブロック長の選出及び第 7 条としてブロック長の職務を条文追加した。
2. 第 6 条(3) 専門委員の職務を削除し、役員会が管掌する専門委員会に限定した。但し、役員会とは別に運営を行うためその旨を新しく条文として追加した。
3. 以上の改定に伴い条文の追加が生じたため、全文改定した。

2011 年 3 月 27 日に改定された内容

第 6 条(役員等)を、ブロック長以外の会員から会長及び副会長を選任することができる条文 に変更した。また、小糸市民の家運営委員は副会長が兼務としていたがこれを削除する。

2015 年 3 月 29 日に改定された内容

1. 第 6 条 (1) 号のブロック長の免除理由を「高齢者所帯」から「高齢者所帯等」としブロックの実情に即した免除ができるよう明文化した。
2. 第 6 条で役員数の上限を撤廃し、今までの会長、副会長に加え役員もブロック長の推薦により選出できるように改定した

2018 年 3 月 25 日に改定された内容

1. 第 10 条 (役員会) に 5. 項を追加した。輪番制の役員の負担を軽減し、多くの会員で自治会活動を支えることを目的とした。
2. 第 11 条 (専門委員会) に(3)を追加
H25 年度に HP 委員会を立ち上げたが、規約に反映されていなかったため追加した。
3. 別表 1 の特別部会に小糸南交流ネットを追加。

2020 年 3 月 29 日に改定された内容

1. 第 12 条 (会計) の、会費月額を 400 円から 300 円に変更した。

2023 年 3 月 26 日に改定された内容

1. 別表 1 の特別部会からひばり子供会および南糸会を削除。
こども応援団を追加。